

インフルエンザ

保護者様

志摩市教育委員会

インフルエンザによる出席停止と届出書の提出について

インフルエンザと診断された場合は、学校保健安全法に基づき、本人の健康回復と他への感染防止のため出席停止(欠席扱いとしない)となります。出席停止期間については、下記の表を参考のうえ、必ず医師の指示に従ってください。

なお、登校を再開する際は、下記の届出書に保護者が記入して学校へ提出してください。

インフルエンザの出席停止期間及び登校可能日について

発症した日後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	
発症(発熱当日)	発熱期間	解熱してもまだ登校できません								
							登校可能			

きりとり

インフルエンザ

学校感染症届出書

学校長様

年 組 名前

【医師の指示による療養期間】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

【受診した医療機関名】

令和 年 月 日

保護者名